

報告第 11 号

小城市重要文化財の指定解除について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

小城市重要文化財が佐賀県重要文化財に指定されたため、小城市文化財保護条例第 5 条第 5 項の規定により小城市重要文化財の指定を解除したことを告示したため報告する。

小城市教育委員会告示第4号

小城市文化財保護条例（平成17年条例第95号）第5条第5項の規定により、次の小城市重要文化財の指定を解除する。

小城市重要文化財（古文書） 旧小城町重第5号
円通寺文書 一括（全13点）

令和8年4月28日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎



No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県重要文化財（古文書） えんつうじもんじょ 圓通寺文書 一三点	[所有者] 圓通寺 [所在の場所] 小城市小城町松尾 3832 番地（圓通寺）/小城市小城町 158 番地 4（小城市立歴史資料館）
2		圓通寺は、白雉元年(650)創建の小城市最古級の寺院である三箇寺を前身とする。天台宗の三間寺となったのち、宋の高僧で臨済宗大覚派の祖である蘭溪道隆に師事した三間寺の僧、若訥宏辯によって天台宗から臨済宗に改められた。 圓通寺文書のうち蘭溪道隆の偈と弘長 2 年（1262）の書状は、日本伝来以降、特に九州における臨済宗の教圏拡大状況を示し重要である。遺偈の伝わる若訥宏辯の法燈は大覚派内で高く評価され、元弘 4 年(1334)に後醍醐天皇から当知行安堵の綸旨が下され、貞和 6 年（1350）には鎌倉建長寺・京都南禅寺に並ぶ「三間山圓通興国禅寺」の称号を授かったことから、朝廷より特別な尊崇と保護を受けたことが分かる。なお、正安 3 年（1301）の後宇多上皇の院宣は、寺号「圓通寺」の初見である。 圓通寺は千葉氏や九州探題の一族・今川氏からも保護を受けた。千葉氏は寄進状や裁許状を発給し、一族や今川氏は九州探題就任直後に境内保護の禁制を与えた。千葉氏は文永11年（1274）、弘安4年（1281）の蒙古襲来で西遷した東国御家人で、千葉宗胤の時に圓通寺の開基となり、建長寺を模した七堂伽藍や、当代一流の仏師湛康、湛誉の手による木造持国天立像・木造多聞天立像（佐賀県重要文化財）を寄進して天皇ならびに将軍家、肥前千葉氏の繁栄、小城郡の安穩を祈願した。 このように、圓通寺文書は、中世にかけて圓通寺が日本仏教の主要宗派や在地社会に大きな影響を与え、天皇家や在地領主とも関係を深めた重要な存在であった様子を示している。 先に佐賀県重要文化財に指定された木造持国天立像、木造多聞天立像と併せて、中世日本の地域社会における宗教・政治・経済・文化を知る上でも第一級の歴史資料であることから、佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。  「千葉宗胤寺領寄進状」 弘安六年(1283) 圓通寺所蔵 （東京大学史料編纂所撮影）